

平成29年3月1日制定

福島県ハイテクプラザにおける研究活動に係る行動規範

福島県ハイテクプラザ（以下「本所」という。）では、公設試験研究機関として、福島県産業の発展と成長を企業と共に目指すため、研究開発に係る行動規範を以下のとおり定める。

- 1 本所の職員は、研究が公費等で賄われていることを認識し、研究活動にあたり、法令、条例及び本所規程を遵守しなければならない。
- 2 本所の職員は、研究活動又はその成果の発表の過程において、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
- 3 本所の職員は、研究データ、資料などは適切に管理、保存し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 4 本所の職員は、研究費の使用ルールを遵守し、不正使用を疑われるような行動を行ってはならない。
- 5 本所の職員は、研究活動の過程で知り得た情報の保護に努めなければならない。
- 6 本所の職員は、不正行為、不正使用があったことを知った時は、それを放置せず、適切な処理を行わなければならない。